



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第306号 令和3年3月23日発行

目次

※は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
208	利用料金の額を承認した件	県民文化課
209	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
210	道路の区域を変更する件	道路整備課
211	土砂災害警戒区域を指定する件	砂防防災課
212	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	同
213	土砂災害特別警戒区域を指定する件	同
214	土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	同
215	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
※	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	
※	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
※	退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
※	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
※	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
※	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
※	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
※	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
※	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	
※	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	
※	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
※	職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則		
※	営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則		
※	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則		
※	勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則		
※	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則		
※	県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則		
※	職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則		
※	徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則の一部を改正する規則		

【人事委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
1 ※	勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示		
2 ※	不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示		

徳島県告示第二百八号

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）第十二条第二項の規定に基づき、徳島県郷土文化会館の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額
その一

区分	利用料金の額	
	午前	午後
ホール	平日	一七、九〇〇円
	休日等	二二、七〇〇円
大会議室	平日	一七、〇九〇円
	休日等	二八、七五〇円
第一会議室	午前	一六、六五〇円
	午後	六、四四〇円
第二会議室から第六会議室まで (一室につき)	午前	四、二〇〇円
	午後	五、五二〇円
第一楽屋から第七楽屋まで (一室につき)	午前	八〇〇円
	午後	一、一五〇円
第八楽屋	午前	五六〇円
	午後	六八〇円
第一控室から第三控室まで (一室につき)	午前	五六〇円
	午後	六八〇円
第一茶室及び第二茶室 (一室につき)	午前	一、〇二〇円
	午後	一、二七〇円
夜間	午後五時三十分から午後九時三十分まで	一、四九〇円

第一和室	一、七四〇円	二、二二〇円	二、六七〇円
第二和室	二、五六〇円	三、二六〇円	四、〇九〇円
リハーサル室	八、一九〇円	一、〇三〇円	一三、二六〇円

その二

区分	利用料金の額	
	昼間 午前九時から 午後五時まで	夜間 午後五時三十分から 午後九時三十分まで
大展示室	二七、五〇〇円	一八、七五〇円
第一展示室	五、五一〇円	三、七二〇円
第二展示室から 第十展示室まで (一室につき)	四、二〇〇円	二、八三〇円
特別展示室	一一、五七〇円	八、五三〇円

備考

1 この表その一における午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その一の区分に応じ、同表その二における昼間から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その二の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額(以下「合算基本額」という。)とする。

2 次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額(以下「基本額」という。)又は合算基本額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下「行事等使用額」という。)とする。

- 一 次に掲げる催物又は行事にホール又は展示室を使用する場合 百分の七十
- イ 文化事業として行う催物で入場料(入場料、整理料その他名義のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収しないもの
- ロ 県が参加する芸術祭その他これに類する催物で、入場料を徴収しないもの又は著しく低額の入場料(その額(入場料の額に二以上の区分がある場合にあって

ては、そのうちの最高の額をいう。以下同じ。）が、ホールを使用する場合にあつては五百円以下、展示室を使用する場合にあつては百五十円以下の入場料をいう。）を徴収するもの

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園が、幼児、児童、生徒又は学生の教育のために行う催物又は行事

二 徴収する入場料の額が千円を超える催物（前号八に該当するものを除く。）にホールを使用する場合

イ 千円を超え二千円以下の場合 百分の二百十

ロ 二千円を超え三千円以下の場合 百分の二百三十

ハ 三千円を超える場合 百分の二百五十

三 商品の展示若しくは販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で施設を使用する場合又はその施設の本来の使用の目的以外の目的に施設を使用する場合（知事が別に定める場合に限る。） 百分の五百

3 次に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前二項の規定にかかわらず、基本額、合算基本額又は行事等使用額に二分の一を乗じて得た額（以下「準備等使用額」という。）とする。

一 ホール又は展示室を催物又は行事の準備等のために使用する場合

二 リハーサル室を県内の文化芸術の愛好者で組織する団体がリハーサルのために使用する場合

4 使用の許可に係る使用時間をやむを得ない理由により超えて使用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額にその超えた時間（その超えた時間が一時間に満たない場合の当該満たない時間及びその超えた時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の時間は、一時間として計算する。）を乗じて得た額とする。

一 展示室以外の施設 夜間に係る基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の三十を乗じて得た額

二 展示室 基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の十五を乗じて得た額

5 利用料金の額に十円に満たない端数が生じた場合の当該端数の金額は、切り捨てる。

6 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。

二 施設及び演劇、音楽等の用具の利用料金の額

1 施設

区分	利用料金の額
楽屋に附置されたシャワー	一人一回につき 一〇〇円

2 演劇、音楽等の用具

(-) ホール関係用具

	区 分	単 位 (一回につき)	利用料金の額
所作台		一式	五、五一〇円
花道所作台		一式	一、三三〇円
平台		一台	三四〇円
人形浄瑠璃舞台		一式	四、〇九〇円
大臣囲い		一式	二、七三〇円
大ぜり		一式	二、〇八〇円
小ぜり		一式	九七〇円
音響反射板		一式	六、九〇〇円
松羽目		一式	二、〇八〇円
竹羽目		一式	一、三三〇円
金びょうぶ(二・七メートル)		一双	二、〇八〇円
銀びょうぶ(二・七メートル)		一双	二、〇八〇円
旗		一枚	一六〇円
毛せん		一枚	二八〇円
上敷き		一枚	二三〇円
長座布団		一枚	二八〇円
大太鼓		一組	八六〇円
雪籠		一個	五六〇円
系桜		一式	五、九七〇円
めくり板		一枚	一六〇円
地がすり		一枚	六八〇円
浅黄幕		一式	六八〇円
しゃ幕		一式	九七〇円
定式幕		一式	一、三三〇円

ドロップ	一式	二、〇八〇円
演壇	一卓	六八〇円
花台	一式	三八〇円
指揮台	一台	二三〇円
譜面台（指揮者用）	一台	一六〇円
譜面台（一般用）	一台	五〇円
司会用テーブル	一卓	二八〇円
長机	一卓	一六〇円
舞台用椅子	一脚	五〇円
式次第板（黒板）	一式	二八〇円
ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台	一三、八三〇円
ピアノ（ヤマハフルコンサート）	一台	六、九〇〇円
十六ミリ映写機（二キロワット）	一台	五、五一〇円
ステージ用プロジェクター（フルハイビジョン対応）	一台	二〇、二二〇円
ステージ用プロジェクター	一台	五、五一〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一台	六八〇円
スクリーン	一式	二、〇八〇円
場内拡声装置	一式	二、八三〇円
補助音響調整卓	一式	一、三三〇円
ダイレクトボックス	一台	五二〇円
コンデンサーマイク	一本	一、一〇〇円
ダイナミックマイク	一本	五六〇円
エレベーターマイク装置	一式	六八〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、三三〇円
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一本	一、三三〇円
ステレオマイク	一本	二、二〇〇円
三点づりマイクrohon装置	一式	一、一六〇円

ミラーボール	一台	六八〇円
トーメンタルスポット	一台	三四〇円
シーリングライト	一式	一、九六〇円
フットスポット	一台	二八〇円
ピンスポット	一台	一、六九〇円
ムービングライト	一台	一、六九〇円
ステージスポット	一台	三八〇円
サイドつり込みスポット	一台	二八〇円
スポットライト(〇・五キロワット)	一台	二八〇円
スポットライト(一キロワット)	一台	三四〇円
スポットライト(一・五キロワット)	一台	五〇〇円
ローアホリゾン	一列	五六〇円
アッパーホリゾン	一列	六八〇円
花道用フットライト	一列	三八〇円
ボーダーライト	一列	六八〇円
フットライト	一列	五六〇円
デジタルレコーダー	一台	九二〇円
テーブルレコーダー	一台	六八〇円
デジタルマルチレコーディングシステム	一式	一〇、四七〇円
ポータブルミキサー	一式	一、一三〇円
エフェクター	一式	一、八五〇円
コンパクトディスクデッキ	一式	六八〇円
ミニディスクデッキ	一式	六八〇円
跳ね返りスピーカー	一台	六八〇円
ステージスピーカー	一個	六八〇円
ブームスタンド	一本	二八〇円

	区 分	単 位	利用料金の額
ピアノ（スタインウェイブランド）		一台二日	一、一、六七〇円
ピアノ（ヤマハブランド）		一台二日	一、一、七三〇円
金びょうぶ（ニ・一メートル）		半双二日	一、一、三三〇円
十六ミリ映写機（一キロワット）		一台二日	二、一、七三〇円
液晶プロジェクター		一台二日	五、一、五一〇円
スライドプロジェクター		一台二日	六八〇円
オーバーヘッドプロジェクター		一台二日	六八〇円
展示台		一台二日	五〇円
展示用スポットライト		一個二日	二、一、三〇円
ワイヤレスマイク		一式二日	一、一、三三〇円
マイク		一本二日	五、一、六〇円
テープレコーダー（カセットタイプ）		一台二日	六八〇円

(二) その他の用具

電源設備	持込器具の定格消費電力一キロワット（一キロワット未満の端数は、一キロワットとする。以下同じ。）	二〇〇円
エフェクトマシン	一枚	五〇〇円
ブラックライト	一台	三、一、三六〇円
星球	一式	一、一、三三〇円
プロジェクター	一台	六八〇円
ストロボ	一台	六八〇円
カッター付きスポット	一台	五、一、六〇円
スライドプロジェクター	一台	六八〇円
スモークマシン	一台	三、一、三六〇円
カラーフィルター	一枚	五〇〇円

電源設備	ビデオ再生装置	譜面台	旗	椅子	机	移動用スクリーン
持込器具又は屋外 照明器具の定格消 費電力一キロワッ ト一日	一台一日	一台一日	一枚一日	一脚一日	一卓一日	一台一日
二〇〇円	二、二二〇円	五〇円	一六〇円	五〇円	一三〇円	三八〇円

備考 2の(ニ)の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後五時三十分から午後九時三十分までの間の使用をいう。

三 適用開始年月日

令和三年四月一日

徳島県告示第二百九号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（電子国土基本図）（地 図情報）（修正）	徳島県全域	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで

徳島県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2	山城東祖 谷山	三好市東祖谷若林二二五 番三地从ら 同 二二五 番四地先まで	旧	五・九〇七・八	二七五・七
3		同	新	八・一〇三六・九	二七三・二

徳島県告示第二百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
小松島市	西山(4)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	大田浦	同	
美馬市	谷口カゲ	地すべり	
三好市	馬場	同	
	井ノ久保	同	
	松本	同	
	寺野	同	
	大谷	同	
	佐連	同	
	小川谷	同	
	頼広左岸	同	
	白川右岸	同	
	尾又	同	
	志も屋敷	同	
	羽瀬	同	
日浦上	同		
下名影	同		
南日浦	同		
桜	同		
上知行	同		
荒倉	同		
駒倉	同		
勝浦町	生名谷	土石流	
佐那河内村	エウガ西谷	同	
神山町	坂丸(4)	急傾斜地の崩壊	
美波町	奥地上(4)	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県東部県土整備局、徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百十二号

次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
小松島市	大田浦	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝浦町	生名谷	土石流	
佐那河内村	エウガ西谷	同	
神山町	坂丸 ⁴	急傾斜地の崩壊	
美波町	奥地 ⁴ 上	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小松島市	西山（4） 大田浦	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山町	坂丸（4）	同	
美波町	奥地上（4）	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百十四号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

区域が所在する市町村	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小松島市	大田浦	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝浦町	生名谷	土石流	
佐那河内村	エウガ西谷	同	
神山町	坂丸 ⁴	急傾斜地の崩壊	
美波町	奥地 ^上	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに係する徳島県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二百十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
学習情報蓄積サービスライセンス一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会教育政策課政策調整担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和三年二月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
アジア合同会社
徳島市中昭和町三丁目六番地二
- 五 落札金額
四千百五十四万九千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和三年一月十五日

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から、春闘の要求に関して令和三年三月二十六日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和三年三月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島市下助任町四丁目九

徳島健康生協本部

徳島市吉野本町六丁目三〇 四

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七 二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二 二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四 一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二 二

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇 四

健生在宅ケアセンター

健生さわやか在宅介護支援センター

とくしま健生ヘルパーステーション

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市佐古六番町一〇 一〇

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一 一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中八シ五八三 四

西部健生訪問看護ステーション山城出張所

三好市池田町サラダー八七七ー
健康西部デイサービスなでしこ

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖

川

康

子

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則四 一〇）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「の規定による」に、「（別記様式第一号）」を「様式第一号）」に改める。

第十一条の四第一項中「（別記様式第二号）」を「（様式第二号）」に改める。

第十五条の四第一項中「（別記様式第三号）」を「（様式第三号）」に改める。

様式第一号を次のように改める。

扶養親族（異動）届

年 月 日提出

任命権者		所属コード			所 属				
殿									
職員コード		職 名			氏 名				
住 所									
職員の給与に関する条例第7条第1項の規定に基づき，扶養親族の実情を届け出ます。									
増・減	扶養親族氏名	生年月日	職員との続柄	職員と同居別居の別	職業又は勤務先	収入		異動事由	
						種類	金額	内容	事実発生日
備 考									
任命権者使用欄						受付日	年 月 日		
年 月 日から扶養親族		名と認定し，				円を支給する。			
年 月 日から		扶養手当月額				扶養手当を支給しない。			
年 月 日		決 裁 欄							

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

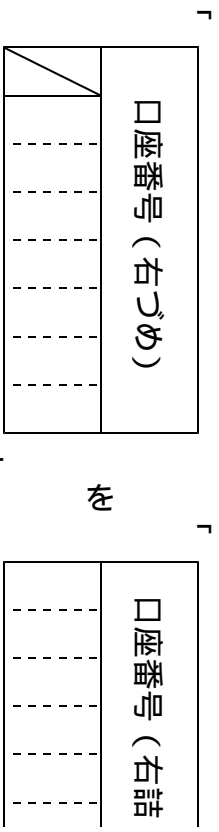
令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

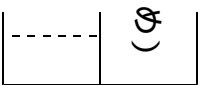
退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「」を削る。



様式第二号中「」を削り、



に改める。

様式第二号の二、様式第二号の三、様式第二号の七及び様式第二号の八中「」を削る。

様式第三号の表面中「」を削り、同様式の裏面中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

様式第四号の表面中「」を削り、同様式の裏面中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

様式第五号の二の表面中「」を削り、同様式の裏面中「記名押印又は署名のいずれかを「凹込」に改める。

様式第六号及び様式第八号の表面中「」を削る。

様式第九号の表面及び様式第十号の表面中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第十号の二の表面中「氏名」を「氏名」に改める。

「に改め、同様式の裏面中「記名押印又は署名のいずれか」を「記名」に改める。

様式第十一号の表面中「氏名」を削り、「氏名」を「記名」に改める。

「氏名」に改め、同様式の裏面中「記名押印又は署名のいずれか」を「記名」に改める。

様式第十四号の表面及び様式第十五号の表面中「」を削る。

様式第十六号の表面及び様式第十七号の表面中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第十七号の二の表面中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第十七号の二の表面中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の裏面中「記名押印又は署名のいずれか」を「記名」に改める。

様式第十八号の表面中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第十九号の表面及び様式第二十号中「」を削る。

様式第二十号の二の表面及び様式第二十号の三の表面中「(第28条関係)」を「(第28条関係)(表画)」に改め、「」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一一）の一部を次のように改正する。
別表第一市町村立小学校及び中学校の項を次のように改める。

小学校、中学校 、中等教育学校 及び高等学校	特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	○・八
------------------------------	-------------------------	-----

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のへ公安職給料表等級別職務区分表中

交番所長

を

交番所長
交番係長

に、

困難な業務を行う警察署の課長

を

に改める。

困難な業務を行う警察署の課長
課長代理

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六一―一七）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理）」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等）」に改める。

別記様式を次のように改める。

通 勤 届

年 月 日提出

所属長
確認印

任命権者		勤務公署名			所属コード	
		殿 所在地				
職名		氏 名			職員コード	
住所						

通勤手当の支給に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（ <input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日	再任用短時間勤務等の場合の1週間当たりの勤務日数	日
	タクシー利用の場合の該当項目 規則第2条 { <input type="checkbox"/> 第2項第1号 <input type="checkbox"/> 第2項第2号 <input type="checkbox"/> 第2項第3号 <input type="checkbox"/> 第3項第1号 <input type="checkbox"/> 第3項第2号 <input type="checkbox"/> 第3項第3号 具体的事由（ ）	

順路	通勤方法	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	乗車券等の額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住 居 から まで	. km	時間 分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	

<input type="checkbox"/> 直前の届出と同一区間がある。（「順路」欄の <input type="checkbox"/> にレ印を付すること。）	総通勤距離	. km	総所要時間	時間 分
---	-------	------	-------	------

通勤経路の略図（経路朱線）	自宅周辺の略図	（記入上の注意） 1 通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。 2 「通勤方法」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線、〇〇バス、タクシー等の別を記入すること。 3 「乗車券等の種類」欄は、6箇月定期、1箇月タクシー料金等の別を記入すること。 4 「通勤経路の略図」欄及び「自宅周辺の略図」欄は、別紙を添付することにより、記入を省略することができること。
---------------	---------	---

条例第8条第3項等又は条例第8条第4項等の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）
 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 その他の職員（具体的事由）

※異動等直前の住居		※異動等直前の住居への入居日	年 月 日
※現公署への異動発令日	年 月 日	※現住居への入居日	年 月 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住 居 から まで	. km	時間 分	
2		から まで	. km	時間 分	
3		から まで	. km	時間 分	
4		から まで	. km	時間 分	
5		から まで	. km	時間 分	

通勤経路の略図（経路朱線）	総通勤距離	. km	総所要時間	時間 分
（記入上の注意） 1 ※欄は、 <input type="checkbox"/> 1 にレ印を付した職員のみ記入すること。 2 「通勤方法」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線、〇〇バス、タクシー等の別を記入すること。 3 「通勤経路の略図」欄は、別紙を添付することにより、記入を省略することができること。				

※ 任命権者使用欄													年 月 日受理					
順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称及び利用区間	定期券その他の別	運賃等の額の算出基礎				運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	支給月			備考					
			1箇月	3箇月	6箇月	その他				4	5	6		7	8	9		
普通交通機関等利用者	1	J R ・ バス () ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3							
	2	J R ・ バス () ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3							
	3	J R ・ バス () ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3							
	改正	J R ・ バス () ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3							
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円								
自動車等使用者	自動車等の使用距離	km	□規則第8条の2適用 (割合50/100)				自動車等の額	円	年 月から 年 月まで	(改正) 円	年 月から 年 月まで							
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号							1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円	年 月 日改正	円								
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は運賃等相当額と自動車等の額の合計額が支給限度額を超える場合							支給限度額 円 × 箇月 =	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3								
特別急行列車等利用者	算出の基礎となる特別急行列車等の交通機関等の名称及び利用区間	定期券その他の別	特別料金等の額の算出基礎				特別料金等相当額	1 箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	支給月			備考					
			(箇月)	円	(箇月)	円				円	年 月から 年 月まで	4		5	6	7	8	9
	J R ・ 高速道路 ～	定期 その他	(箇月)	円	(箇月)	円	円	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3								
	J R の1 箇月分の特別料金等		円	円	(円)													
改正	J R ・ 高速道路 ～	定期 その他	(箇月)	円	(箇月)	円	円	円	年 月から 年 月まで	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3								
	J R の1 箇月分の特別料金等		円	円	(円)													
1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円								
単位：円				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最初の月の支給額 (規則第17条の4第1項)		
各月の支給額																年 月支給	円	箇月+ 箇月
年 月 日改正																年 月支給	円	箇月+ 箇月
年 月 日改正																年 月支給	円	箇月+ 箇月
決定事項	条例第8条第1項 該当・非該当 □支給要件該当 (□規則第5条) □支給要件非該当 (年 月 から) 理由：						手当額の決定 □普通交通機関等利用 □タクシー利用 □交通用具等使用 □普通交通機関等交通用具併用 (規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号) □特別料金等該当											
	上記のとおり確認し、決定する。							決裁欄										
年 月 日																		

注1 運賃及び特別料金等の額に改定があつた場合における「普通交通機関等の認定期間」欄及び「特別急行列車等の認定期間」欄の「 年 月まで」は、改定があつた月 (定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月) を記入すること。
 注2 高速自動車国道の利用者等については、特別料金等に係る部分については記入しないこと。

	返納事由 規則第17条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 (特別急行列車等)	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備考
1	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月			円	
2	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月			円	
3	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月			円	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が支給限度額を超えていた場合の規則第17条の2第2項第2号の月数及び人事委員会の定める額				月	(算出基礎)	円
上記のとおり確認し、決定する。						
年 月 日						
決裁欄						

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六 二四）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「の規定による」に、「（別記様式第一号）」を「（様式第一号）」に改める。

第十二条の四第一項中「（別記様式第二号）」を「（様式第二号）」に改める。

第十四条の五第一項中「（別記様式第三号）」を「（様式第三号）」に改める。

様式第一号を次のように改める。

扶養親族（異動）届

年 月 日提出

任命権者		所属コード			所 属				
殿									
職員コード		職 名			氏 名				
住 所									
徳島県学校職員給与条例第10条第1項の規定に基づき，扶養親族の実情を届け出ます。									
増・減	扶養親族氏名	生年月日	職員との続柄	職員と同居別居の別	職業又は勤務先	収入		異動事由	
						種類	金額	内容	事実発生日
備 考									
任命権者使用欄						受付日	年 月 日		
年 月 日から扶養親族		名と認定し，		扶養手当月額 円を支給する。 扶養手当を支給しない。					
年 月 日から		{							
年 月 日				決 裁 欄					

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「第三条」を「第三条第一項及び第二項」に、「及び第七条」を「並びに第七条第二項」に改め、「へき地手当に準ずる手当」の下に「並びに第十一条の二第一項の規定による夜間学級業務手当」を加える。

第十条第一項中「へき地手当」の下に「及び夜間学級業務手当」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

（夜間学級業務手当）

第十一条の二 夜間学級業務手当の月額は、給料月額に百分の五（管理職手当を受ける者にあつては、百分の四）を乗じて得た額とする。

2 夜間学級業務手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合（徳島県学校職員給与条例第十六条第一項の休職の場合及び病気休暇のうち公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による場合を除く。）

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第八条中「規定する」を「規定による」に改める。

第十七条の四第一項中「（別記様式第三号）」を「（様式第三号）」に改める。

様式第一号を次のように改める。

扶養親族（異動）届

年 月 日提出

任命権者		所属コード			所 属				
殿									
職員コード		階級又は職			氏 名				
住 所									
徳島県地方警察職員の給与に関する条例第12条第1項の規定に基づき、扶養親族の実情を届け出ます。									
増・減	扶養親族氏名	生年月日	職員との続柄	職員と同居別居の別	職業又は勤務先	収入		異動事由	
						種類	金額	内容	事実発生日
備 考									
任命権者使用欄						受付日	年 月 日		
年 月 日から扶養親族		名と認定し、		円を支給する。					
年 月 日から		扶養手当月額							
		}		扶養手当を支給しない。					
年 月 日				決 裁 欄					

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖

川

康

子

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六 四二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「交通機動隊長」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖

川

康

子

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則六 八七）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

住 居 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名		主な届出の理由（該当項目全てにレ印を付すること。） 新規（本人分 配偶者等分） 転居（受給継続）（本人分 配偶者等分） →（公署を異にする異動 左記以外の理由） 家賃額の改定（本人分 配偶者等分） 要件喪失（本人分 配偶者等分） →（自宅へ転居 公舎へ入居 その他（ ）） その他（ ） 上記事実の発生日 年 月 日			
殿							
職 名		氏 名					
所属コード		職員コード					
住居手当に関する規則第6条第1項の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。							
本 人 分	所在地						
	契約日	年 月 日	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	入居日	年 月 日		従前の住宅の退去日	年 月 日		
	種 類	借家	借間	賄い付下宿	契約面積	m ²	
	所有者	氏名 続柄		住所			
	貸 主	氏名 続柄		住所			
	名義上の借主	本人 扶養親族 (氏名 続柄)	共同名義人が		いる (氏名 続柄) いない		
家賃等	月額 (年 月 日から)	左記家賃等には、 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)					
配 偶 者 等 分	所在地						
	契約日	年 月 日	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	入居日	年 月 日					
	種 類	借家	借間	賄い付下宿	契約面積	m ²	
	所有者	氏名 続柄		住所			
	貸 主	氏名 続柄		住所			
	名義上の借主	本人 扶養親族 (氏名 続柄)	共同名義人が		いる (氏名 続柄) いない		
家賃等	月額 (年 月 日から)	左記家賃等には、 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) 食費等が含まれている。(賄い付下宿代)					
任命権者使用欄				受付日	年 月 日		
1 上記のとおり { 確認し、規則第8条の家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。(本人分) 確認し、規則第8条の家賃の額に相当する額は、 円であると算定する。(配偶者等分) 確認する。							
2 年 月 日から { 住居手当月額 円と認定し、 年 月 日から支給する。 住居手当支給要件喪失とし、 年 月 日から支給しない。							
年 月 日				決 裁 欄			

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「本人分」とは、職員が居住する借家・借間をいい(条例第7条の5第1項第1号等)、「配偶者等分」とは、単身赴任手当を受給する職員の配偶者等が居住する借家・借間をいう(条例第7条の5第1項第2号等)。
- 2 「従前の住宅の退去日」欄は、従前の住宅が住居手当の支給対象となつている場合に記入すること。
- 3 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入すること。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：賄い付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付下宿代)を記入して差し支えないこと。なお、この場合には、右欄の該当する項目にレ印を付すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖 川 康 子

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則六 一二三）の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

単身赴任届

年 月 日提出

任命権者 殿	職名	氏名
勤務公署名	所在地	
所属コード	職員コード	
届出の理由	新規 異動 転居（本人 配偶者） その他（ ） 要件喪失（理由） 上記事実の発生日 年 月 日	

単身赴任手当に関する規則第7条第1項の規定に基づき、配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等

本人の住居	
同居者	配偶者 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ）

2 現在の居住状況等

異動の発令日	年 月 日	配偶者と別居した日	年 月 日
配偶者と別居した事情	配偶者の就業 配偶者の就学 配偶者の通院等 配偶者による同居の子の養育（就学 保育所等 通院等） 配偶者による介護（職員又は配偶者の父母 同居の親族 別居の親族） 配偶者による住宅の管理 その他（ ）		
本人の住居		入居日	年 月 日
本人の住居における同居者	子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ） 子（生年月日 ） その他（続柄 ）		
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { 同じ 異なる（ 入居日 ）		

任命権者使用欄	受付日	年 月 日
1 上記のとおり { 確認し、交通距離 km（加算額 円）と算定する。 確認する。		
2 年 月 日から { 単身赴任手当月額 円と認定し、年 月 日から支給する。 単身赴任手当支給要件喪失とし、年 月 日から支給しない。		
年 月 日	決裁欄	

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「届出の理由」欄について
「異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に住居を移転した場合の当該転居をいう。これらの場合には、「1 異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
「要件喪失」に該当する場合は、以下の記入は要しない。
- 2 「1 異動直前の居住状況等」欄及び「2 現在の居住状況等」欄において「異動」とは、別居の直前の公署を異にする異動をいう。
- 3 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入すること。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入すること。
- 5 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入すること。
- 6 国家公務員、地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入すること。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、線等の別を記入すること。

異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間	任命権者使用欄	順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間
1		住 居 から まで	・ km	時間 分		1		住 居 から まで	・ km	時間 分
2		から まで	・ km	時間 分		2		から まで	・ km	時間 分
3		から まで	・ km	時間 分		3		から まで	・ km	時間 分
4		から まで	・ km	時間 分		4		から まで	・ km	時間 分
5		から まで	・ km	時間 分		5		から まで	・ km	時間 分
計			・ km	時間 分	計			・ km	時間 分	
経路略図（経路朱線）										

配偶者の住居からの勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間	任命権者使用欄	順路	通勤方法	区 間	距離	所要時間
1		住 居 から まで	・ km	時間 分		1		住 居 から まで	・ km	時間 分
2		から まで	・ km	時間 分		2		から まで	・ km	時間 分
3		から まで	・ km	時間 分		3		から まで	・ km	時間 分
4		から まで	・ km	時間 分		4		から まで	・ km	時間 分
5		から まで	・ km	時間 分		5		から まで	・ km	時間 分
計			・ km	時間 分	計			・ km	時間 分	
経路略図（経路朱線）										

配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法	区 間	距離	所要時間	任命権者使用欄	順路	交通方法	区 間	距離	所要時間
1		住 居 から まで	・ km	時間 分		1		住 居 から まで	・ km	時間 分
2		から まで	・ km	時間 分		2		から まで	・ km	時間 分
3		から まで	・ km	時間 分		3		から まで	・ km	時間 分
4		から まで	・ km	時間 分		4		から まで	・ km	時間 分
5		から まで	・ km	時間 分		5		から まで	・ km	時間 分
計			・ km	時間 分	計			・ km	時間 分	
経路略図（経路朱線）										

(裏)

(記入上の注意)

- 1 「届出の理由」欄について
「異動」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは既に単身赴任手当の支給を受けている者が更に住居を移転した場合の当該転居をいう。これらの場合には、「1 異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
「要件喪失」に該当する場合は、以下の記入は要しない。
- 2 「1 異動直前の居住状況等」欄及び「2 現在の居住状況等」欄において「異動」とは、別居の直前の公署を異にする異動をいう。
- 3 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入すること。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入すること。
- 5 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入すること。
- 6 国家公務員，地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者にあつては、「異動」とあるのを「適用」と読み替えて記入すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を「注」に改める。

注

1 「1 請求に係る子又は要介護者」欄について

「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が条例第7条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、「出産予定日」の「」に「印」を記入すること。

「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

3 「3 請求に係る期間」欄について

子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には、当該請求に係る子が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求すること。

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。

4 「4 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由」欄について

この欄は、早出遅出勤務を請求する場合のみ記入することとし、始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。

様式第二号中「印」を「注」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正後の職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号と粗かなる改正前の職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則様式第一号及び様式第二号とを併用紙で、粗かなる間、所定の調整をうけて使用することとする。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖 川 康 子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七 四）の一部を次のように改正する。
様式第一号中「ロ」を削り、裏面を次のように改める。

(裏面)

注

- 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(条例第2条の5に規定する期間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則別表第2の16に規定する特別休暇(分べんの日後の期間に係るものに限る。))をいう。))又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により任命権者が定める分べんのための休暇(分べんの日後の期間に係るものに限る。))により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する には、レ印を記入すること。

養子縁組川呷母「氏名____印」や「氏名_____」に捺印し、共々次の用紙に捺印す。

注

- 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1 から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する には、シ印を記入すること。

養子縁組川呷母「氏名____印」や「氏名_____」にシ印、ハ印、ニ捺印す。

養子縁組田呷母「氏名____印」や「氏名_____」に捺印し、共々次の用紙に捺印す。

注

- 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する には、シ印を記入すること。

養子縁組田呷母「氏名____印」や「氏名_____」に捺印し、共々次の用紙に捺印す。

注

- 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏

面に記入すること。

3 該当する には、シ印を記入すること。

様式第五号の裏面を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の育児休業等に関する規則の様式に相当する改正前の職員の育児休業等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（規則七 五）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削り、注を次のように改める。

注

- 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「5 休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」欄に記入すること。
- 5 修学部分休業を承認された職員が、承認された当該部分休業の全部又は一部を取り消す場合においては、当該部分休業の日及び時間等について裏面に記入すること。

様式第一号の裏面を次のように改める。

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則（規則七 六）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の高齢者部分休業に関する規則の様式に相当する改正前の職員の高齢者部分休業に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則七 七）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 _____ 印」を「氏名 _____ 」に改め、（注）を次のように改める。

注

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - ア 申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）又は国際貢献活動としての奉仕活動への参加が決定したことを証する書類
 - イ 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認できる書類
 - 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
 - 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する には、シ印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則別記様式に相当する改正前の職員の自己啓発等休業に関する規則別記様式による用紙は、所定の間、所要の調整をして使用する事ができるものとする。

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（規則七 九）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 印」を「氏名 _____」に、「氏名 印」を「氏名 _____」に改め、（注）を次のように改める。

注

- 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 5 該当する には、し印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の配偶者同行休業に関する規則別記様式に相当する改正前の職員の前配偶者同行休業に関する規則別記様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（規則八 三）の一部を次のように改正する。

第四条中「（別紙様式）」を「（別記様式）」に改める。

別紙様式中「別紙様式」を「別記様式（第4条関係）」に改め、「印」を削り、「株式会社」を「株式会社」、「のべ」を「延べ」に改め、（注）を次のように改める。

注 記入欄記載の字句については、該当のものに 印を付し、必要な事項を記入すること。

別紙様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の営利企業等の従事制限に関する規則別記様式に相当する改正前の営利企業等の従事制限に関する規則別紙様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則八 一〇）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件の措置の要求に関する規則（規則九 一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第三項中「記載し、当該共同要求者全員が押印した」を「記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

。 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（規則九 二）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第三十五条第二項第一号中「提出されなかつた」を「提出されなかつた」に改める。

第四十三条第二項中「署名押印して」を「署名して」に改める。

第四十六条第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第六十二条第三項中「記名押印した」を「記名した」に改め、同条第四項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（規則九 四）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（規則一―四）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第2条関係）」、「印」を「印」
「すべて」を「全て」に改め、備考を次のように改める。

備考 この申請書には、職員団体の登録に関する規則第2条第2項及び第3項に定める書類を添付すること。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号（第2条関係）」に改め、「印」を「印」
「すべて」を「全て」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号（第2条関係）」に改め、「印」を「印」
「すべて」を「全て」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号（第2条関係）」に改め、「印」を「印」
「したがって組織された」を「基づき組織された」に改め、備考を次のように改める。

備考 徳島県内の公立学校の職員をもつて組織する職員団体（県内の一の地方公共団
体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）にあつては、本文を次
のように改めるものとする。

本団体は、教育公務員特例法第29条第1項及び第2項の規定に基づき組織さ
れていることを証明します。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号（第3条関係）」に改め、「印」を「印」
「お届けします」を「届け出ます」に、「（備考）」を「備考」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号（第4条関係）」に改め、「印」を「印」
「お届けします」を「届け出ます」に改め、備考を次のように改める。

備考 この届書には、職員団体の登録に関する規則第2条第2項第3号に定める書類
を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員団体の登録に関する規則の様式に相当する改正前の職員団体の登録に関
する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる
ものとする。

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則（規則一七）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県人事委員会告示第一号

勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

勤務条件の措置の要求に関する手続規程の一部を改正する告示

勤務条件の措置の要求に関する手続規程（平成十六年徳島県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削ぐ（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 資料を添付する場合には、この措置要求書正副ともに各1部ずつ添付すること。
- 代理人によって措置要求をする場合は、代理人資格証明書（様式第2号）を添付すること。

様式第二号中「印」を削ぐ（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 代理人によって措置要求をする場合に用いること。
- 措置要求を取り下げ権限又は判定の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「措置要求を取り下げ権限」又は「判定の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式第三号中「印」を削ぐ（注一）を次のように改める。

注 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第四号中「印」を削ぐ（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 資料を添付する場合には、この措置要求書正副ともに各1部ずつ添付すること。
- この共同措置要求書正副ともに、共同要求者名簿（様式第5号）を添付すること。
- 総代選任届（様式第6号）を提出すること。なお、代理人によって措置要求をする場合には、併せて代理人資格証明書（様式第2号）も提出すること。

様式第五号中 「印」を「印」と改める（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 総代を含め共同要求者全員の氏名、住所、生年月日、職名及び所属を記載すること。
- 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第六号中 「共同要求者の

氏名

「共同要求者の

印」

氏名

」

（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 共同要求者全員が記名すること。共同要求者が多数の場合は、共同要求者の氏名欄に「ほか何名」と記載し、他の要求者については別紙に記名すること。
様式第七号中「印」を「並べ」（共）を次のように改める。

注 措置要求を取り下げられる権限又は判定の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「措置要求を取り下げられる権限」又は「判定の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式第八号中「印」を「並べ」。

様式第九号中 「併合に係る要求者の 氏名」 「併合に係る要求者の 氏名」

改め、（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 併合に係る要求者全員が記名すること。併合に係る要求者が多数の場合は、併合に係る要求者の氏名欄に「ほか何名」と記載し、他の要求者については別紙に記名すること。

様式第十号中「印」を「並べ」。

様式第十一号中「要求者の氏名 氏名」 「要求者の氏名 氏名」

（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 措置要求の一部を取り下げられる場合には、取り下げる部分を記載すること。
- 2 措置要求を取り下げられる権限の委任を受けている代理人によって取下げをする場合には、要求者の氏名欄に代理人が記名すること。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の勤務条件の措置の要求に関する手続規程の様式に相当する改正前の勤務条件の措置の要求に関する手続規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県人事委員会告示第二号

不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示

不利益処分についての審査請求に関する手続規程（平成十六年徳島県人事委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「審査請求人（又は代理人）の 氏名 氏名 氏名」の「審査請求人（又は代理人）の 氏名 氏名 氏名」

改め、（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 処分説明書の交付を受けている場合は、この審査請求書には正副ともに、その写しを添付すること。
- 2 代理人によって審査請求をする場合は、代理人資格証明書（様式第2号）を添付すること。

様式第二号中「印」を短く（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 代理人によって審査請求をする場合に用いること。
- 2 審査請求を取り下げる権限又は裁決の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「審査請求を取り下げる権限」又は「裁決の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式第三号中「印」を短く（共）を次のように改める。

注 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第四号中 「審査請求人（処分者）の 氏名 氏名」の「審査請求人（処分者）の 氏名 氏名」

改め、（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 審査請求人の数が多い場合は、審査請求人の氏名欄は「 ほか何名」として、他の審査請求人は別紙に記名すること。
- 2 不要な文言は、抹消すること。

様式第五号中「印」を短く（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 代理人を選任しない場合には、なお書きを抹消すること。
- 2 代理人を変更する場合には、なお書きを抹消した上で、代理人選任届を提出すること。

3 この審査請求承継届には、承継を証明する書面を添付すること。

様式第六号中「印」を短く（共）を次のように改める。

注 この審査請求不承継届には、相続関係を証明する書面を添付すること。

様式第七号中「審査請求人の氏名 印」を「審査請求人の氏名 氏名」に改める（共

1)及び(共2)を次のように定める。

注

- 1 審査請求の一部を取り下げる場合には、取り下げる部分を記載すること。
- 2 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取下げをする場合には、審査請求人の氏名欄に代理人が記名すること。

様式銀一四号「印」や銀二〇（共一）ならぬ（共三）もびや次のように定める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 修正の内容欄は、処分の修正の場合に限り記載すること。
- 3 処分を取り消した（修正した）ことを証明する書面を添付すること。

様式銀一四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 審査請求を取り下げる場合は、審査請求取下申出書（様式第7号）を提出すること。

様式銀十四号「印」や銀二〇（共一）及び（共二）を次のように定める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 判決書の写しを添付すること。

様式銀十一四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 中断を申し立てる事由は、具体的かつ詳細に記載し、その事由を証明する資料があれば添付すること。

様式銀十一四号「印」や銀二〇。

様式銀十三四号 「併合に係る審査請求人の 氏名 印」 「併合に係る審査請求人の 氏名 印」

なぬ、（共一）及び（共二）を次のように定める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 併合に係る審査請求人全員が記名すること。併合に係る審査請求人の数が多い場合は、併合に係る審査請求人の氏名欄は「 ほか何名」として、他の審査請求人は別紙に記名すること。

様式銀十四四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 審査請求を取り下げる権限又は裁決の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「審査請求を取り下げる権限」又は「裁決の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式銀十五四号「印」や銀二〇。

様式銀十六四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 不要な文言は、抹消すること。

様式銀十七四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 変更申立ての理由は、具体的かつ詳細に記載し、その理由を証明する資料があれば添付すること。

様式銀十八四号「印」や銀二〇（共一）及び（共二）を次のように定める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第十九号及び様式第二十七号中「印」を「 \square 」（注）を次のように改める。

注 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十一号中「印」を「 \square 」。

様式第二十二号中「印」を「 \square 」（共一）から（共三）までを次のように改める。

注

- 1 この様式は，審査請求人（処分者）が所持する証拠資料を提出する場合に用いること。
- 2 不要な文言は，抹消すること。
- 3 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十三号中「印」を「 \square 」（共）を次のように改める。

注 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十四号中「印」を「 \square 」（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十五号中「印」を「 \square 」（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 出席できない事由は，具体的かつ詳細に記載し，その事由を証明する資料があれば添付すること。

様式第二十六号中「印」を「 \square 」。

様式第二十七号中 「証人（当事者）の \square 「証人（当事者）の \square 」
氏名 氏名

「あたつては，署名押印した」を「あたつては，署名した」 \square （共一）から（共三）
）までを次のように改める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 宣誓書については，様式第26号によること。
- 3 当事者が口述書を提出する場合は，宣誓書の提出は不要であること。

様式第二十八号中「印」を「 \square 」（共）を次のように改める。

注 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十九号中「印」を「 \square 」。

様式第三十号中「印」を「 \square 」（共）を次のように改める。

注 不要な文言は，抹消すること。

様式第三十一号中「印」を「 \square 」（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 代理人によって再審の請求を行う場合は，代理人資格証明書を添付すること。

2 施田照数は、正副各1通とすること。
様式第三十二号中「印」を削り、（注）を次のように改める。

注 施田照数は、正副各1通とすること。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の不利益処分についての審査請求に関する手続規程の様式に相当する改正前の不利益処分についての審査請求に関する手続規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。